

鳥取県教育委員会訓令第2号

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(代決) 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。					(代決) 第6条 別表第1の各項の表の事項の欄に掲げる事項についての代決は、正当決裁権者があらかじめ定める職員が行うことができるほか、次の表の第1欄及び第2欄の区分に応じて、それぞれ当該第3欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ当該第4欄に掲げる第2順位者が行うことができる。				
	組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者		組織	正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
	1 本庁	教育長	<u>教育次長又は次長</u>	主務課長等		1 本庁	教育長	次長	主務課長等
		課長等	<u>参事、室長又は主務課長補佐</u> （課長補佐のうち、担当業務における上席の職員をいう。）	<u>主務係長</u> （係長のうち、担当業務における上席の職員をいう。）			課長等	<u>主務課長補佐等</u> （課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）	<u>主務係長等</u> （係長及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）
2	教育センター	所長	<u>副所長</u>	主務課長	2	教育センター	所長	<u>次長</u>	主務課長
教育機関	略				教育機関	略			
	埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長（室に置かれる係長を除く。）		埋蔵文化財センター	所長	次長	主務室長又は主務係長（室に置かれる <u>係の</u> 係長を除く。）
	略					略			
	略					略			
2	略				2	略			

別表第1 (第3条、第4条、第6条-第8条関係)

1~7 略

別表第2 (第9条-第12条、第14条、第16条関係)

共通事項

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
八 任免、手当等 に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	2 児童手当の受給資格及びその額の決定（本庁組織の職員に係るものに限る。）		○		
略					
略					

別表第3 (第9条-第12条、第14条、第16条関係)

1~12 略

別表第4 (第10条-第12条、第14条、第16条関係)

共通事項

事項		事務処理権限区分			
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	所 長 等	所 長 等
一 服務、研修及び手当等に関する	5 児童手当の受給資		○		

別表第1

1~7 略

別表第2

共通事項

事項		事務処理権限の区分			
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	課 長 等
八 任免、手当等 に関する事務（事務部局職員に係るものに限る。）	2 子ども手当の受給資格及びその額の決定（本庁組織の職員に係るものに限る。）		○		
略					
略					

別表第3

1~12 略

別表第4

共通事項

事項		事務処理権限区分			
種類	内容	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	所 長 等	所 長 等
一 服務、研修及び手当等に関する	5 子ども手当の受給		○		

る事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	格及びその額の決定	
	略	
略		

る事務（教育局及び学校以外の教育機関（本庁組織を除く。以下この表において「教育局等」という。）に係るものに限る。）	資格及びその額の決定	
	略	
略		

別表第5（第10条—第12条、第14条、第16条関係）

別表第5

1 各教育局

事項		事務処理権限区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
一 子ども手当に関する事務（市町村立学校教職員に係るものに限る。）	1 子ども手当の受給資格及びその額の決定		○

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 略

- 2 略
- 3 略
- 4 略
- 5 略

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。